

## 日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

## 第一部 労働者状態

## 第四編 賃金と労働条件

## 第三章 労働災害と職業病

## 第三節 職業病

## 業務上疾病

労働省労働基準局労働衛生課では、業務上疾病報告を、各都道府県労働基準局の医師である監督官に依頼している。同報告の結果によって、一九五一年四月から五二年三月までの一カ年間に於ける業務上疾病の発生状況をみると第一〇六表の通りである。

なお、ここで業務上疾病というのは、次に掲げる労働基準法施行規則第三十五条各号に該当するもので、労働者災害補償保険法の療養補償の対象となる疾病を指している。当該症状であっても、それが業務上のものなりや否やの判断を下すのにしばしば不明確な場合があつて、事実上業務上の疾病であつて業務上として取扱われていない場合が少なくないものと思われる。

## 労働基準法施行規則

第三十五条 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、次に掲げるものとする。

- 一、負傷に起因する疾病
- 二、重激なる業務に因る筋肉、腱、関節の疾病並びに内臓脱
- 三、高熱、刺戟性のガス若しくは蒸気、有害光線又は異物に因る結膜炎その他の眼の疾患
- 四、ラヂウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線に因る疾病
- 五、暑熱な場所における業務に因る日射病及び熱射病
- 六、暑熱な場所における業務又は高熱物体を取扱う業務に因る第二度以上の熱傷及び寒冷な場所における業務又は低温物体を取扱う業務に因る第二度以上の凍傷
- 七、粉じんを飛散する場所における業務に因るじん肺疾病及びこれに伴う肺結核
- 八、地下作業に因る限球震盪症
- 九、異常気圧下における業務に因る潜函病その他の疾病
- 十、製糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎
- 十一、さく岩機、鋸打機等の使用により身体に著しい振動を与える業務に因る神経炎その他の疾病
- 十二、強烈な騒音を発する場所における業務に因る耳の疾患
- 十三、電信手、タイピスト、等耕手等の手指の痙攣及び書痙
- 十四、鉛、その合金又は化合物に因る中毒及びその続発症
- 十五、水銀そのアマルガム又は化合物に因る中毒及びその続発症
- 十六、マンガン又はその化合物に因る中毒及びその続発症
- 十七、クロム、ニッケル、アルミニウム又はそれらの化合物に因る潰瘍その他の疾病
- 十八、亜鉛その他の金属蒸気に因る金属熱
- 十九、砒素又はその化合物に因る中毒及びその続発症
- 二十、燐又はその化合物に因る中毒及びその続発症
- 二十一、硝気又は亜硫酸ガスに因る中毒及びその続発症
- 二十二、三硫化炭素に因る中毒及びその続発症
- 二十三、二硫化炭素に因る中毒及びその続発症
- 二十四、一酸化炭素に因る中毒及びその続発症
- 二十五、青酸その他のシアン化合物に因る中毒並びにその続発症その他の疾病
- 二十六、鉍酸、苛性アルカリ、塩素、弗素、石炭酸又はそれらの化合物、その他腐蝕性又は刺戟性の物に因る腐蝕、潰瘍及び炎症

- 二十七、ベンゼン又はその同族体並びにそのニトロ及びアミノ誘導体による中毒並びにその続発症
- 二十八、アセトン又はその他の溶剤による中毒並びにその続発症並にその他の疾病
- 二十九、前二号以外の脂肪族又は芳香族の炭化水素化合物による中毒及びその続発症その他の疾病
- 三十、煤煙、鉍物油、桐油、ウルシ、タール、セメント等による蜂窩織炎、湿疹その他皮膚疾患
- 三十一、煤煙、タール、ピッチ、アスファルト、鉍物油、パラフィン又はこれらの物質を含む物による原発性上皮癌
- 三十二、第十四号乃至第三十一号に掲げるもの以外の毒性、劇性その他の有害物による中毒及びその続発症又は皮膚及び粘膜の疾患
- 三十三、患者の検診、治療及び看護その他病原体によって汚染の恐れある業務による各種伝染病疾患
- 三十四、湿潤地における業務によるワイル氏病
- 三十五、屋外労働に起因する恙虫病
- 三十六、動物又はその屍体、獣毛、革その他動物性の物及び、ぼろその他古物の取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及び痘瘡
- 三十七、前各号の外中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する疾病
- 三十八、その他業務に起因することの明かな疾病

### 珪肺

右の業務上疾病のうち七号に該当する珪肺は金属鉍山において最も多く発生する。

(註)珪肺とは鉍石や岩石中に多く含まれる遊離珪酸の微細な粉末が鉍物採取作業の際飛散する粉塵と共に長期間に渉って肺に吸入されることによっておこる肺の慢性的職業疾患である。臨床的には初期には特有の症状が認められないが、相当進行すると初めて呼吸困難や胸廓の拡張差の減少等が認められ、肺結核を合併することが多い。一般には「ヨロケ」または「山ヨワリ」と俗称され、肺の活動をマヒさせ、終には機能を停止させる。

そこで、一九四七年に金属鉍山復興会議では国会に対し「珪肺対策に対する建議」を提出し、下部には珪肺対策委員会をもうけて対策に乗り出した。一方、同年九月に労働省が発足するや復興会議の要望に応じて珪肺問題を取上げ、一〇月から珪肺巡回検診要綱に基いて、全国の主要な鉍山および珪肺発生のおそれある事業所に対して珪肺巡回検診を行うようになった。一九四八年度以降一九五〇年度まで行われた珪肺巡回検診の結果は、第一〇七表のごとくで検診範囲は殆んど全国に亘り、金属鉍山をはじめ珪肺発生のおそれある事業所、炭鉍、窯業鑄物工場、採石場等その数は約一四〇事業所に及び、その中一〇〇余は金属鉍山である。これによれば珪肺および珪肺結核に罹患しているものは延約六、〇〇〇名にのぼり、炭肺石綿肺等の珪肺以外の塵肺を加えると七、〇〇〇名に近い。その被検者総数に対する比率は一三%になる。

(註)労働省通牒「珪肺措置要綱」および「労働基準法施行規則第三五条七号の取扱について」によると珪肺を軽症、中等度、重症の三種に分ち、軽症はX線所見上第一度(珪肺第一度)で心肺系の機能障害を認めない程度のもので保護具の使用、健康管理、出来れば労働軽減など行うべきものとしている。中等度はX線所見上第二度で、やや機能障害を訴える程度のもので、配置転換により粉塵職場より隔離し、厳重な健康管理を行うべきものとし、重症とはX線所見上二度の後期及三度のもので相当な機能障害を認め、療養を必要とするものまたは珪肺結核の合併者で療養を必要とするもので、療養のために休業せしめ、労働基準法により補償されることになっている。第一〇七表では以上の区分に従って集計してある。

次に、産業別の塵肺発生の状況を示せば右のごとくである。

産業別	被検者数	羅患者数	発見率	備考
金属鉍山	33,242	5,068	15.24%	97鉍山、1精錬所。
及精錬業				実施率は総労働者の約50%
石炭鉍業	10,125	1,240	12.43%	大炭山
土石採取業	1,446	119	8.24%	東京、静岡、香川、宮城、栃木
鑄物業	519	66	17.20%	東京、香川
機械金属業	1,008	374	37.11%	日産自動車(神奈川・静岡)

窯業	1,222	268	21.93%	愛知、岐阜、福岡、東京
その他の 一般産業	377	94	24.91%	京都、東京、兵庫
計	47,939	7,229		

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---